

## 役員及び評議員・第三者委員の費用弁償及び報酬に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人恵北福祉会（以下「法人」という。）標記役員等の費用弁償及び報酬について必要な事項を定めることを目的とする。

### (費用弁償)

第2条 法人の用務により出張するときの費用弁償の額及び支給方法については、社会福祉法人恵北福祉会出張規程によるものとし、当日現金で支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 会議等の用務により出務した場合の費用弁償の額については、実費または出張規程別表第1に定める運賃（1kmあたり37円）を適用する。

### (役員等の報酬)

第3条 標記役員等が用務により出務した場合は、報酬として下記の金額を当日現金で支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

- (1) 理事 報酬日額 8,000 円、半日 4,000 円
- (2) 監事 報酬日額 8,000 円、半日 4,000 円
- (3) 評議員 報酬日額 8,000 円、半日 4,000 円
- (4) 第三者委員 無報酬、ただし費用弁償として1回 1,000 円

### (業務執行理事の報酬)

第4条 役員が常勤の場合は、給与規程を適用する。

### 附 則

この規程は、平成 9 年 8 月 6 日から施行する。

この規程について、平成14年 4 月 1 日から、平成19年10月 1 日までの附則を省略する。

この規程は、平成22年 5 月 28 日から施行する。

この規程は、平成23年 7 月 11 日に公布し、平成23年6月1日から施行する。

この規程は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成27年 7 月 22 日から施行する。

この規程は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成30年11月 1 日から施行する。

この規程は、令和 元年 6 月 20 日から施行する。